

令和6年6月30日

愛知県知事 殿

学校法人糸菊学園  
理事長 三浦 由美子

大学等における修学の支援に関する法律第9条第1項第一号に基づく届出について

令和元年9月10日付けで大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第7条第2項に基づく確認を受けた名古屋調理師専門学校について、下記のとおり、確認要件を満たさなくなりましたので、同法第9条第1項第一号の規定に基づき届け出ます。

記

1. 満たさなくなった確認要件

大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。（大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項第二号）

2. その他参考となる事項

生徒の収容率が機関要件確認申請の条件に該当しないため。

(本件問合せ先)  
学校法人糸菊学園  
名古屋調理師専門学校 総務部  
電話：052-871-3781（代表）